平成２１年（フ）第６１８号
北海道旭川市２条通18丁目732番地の１
コーポ２．18Ａ205
債務者　船場　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２１号
北海道旭川市春光１条９丁目11番23号
債務者　戸田　久雄
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０６号
静岡県富士宮市小泉491番地の８　小泉マンション204、前住所静岡県沼津市三枚橋日ノ出町351番地の１　コーポラス三枚橋Ｓ―２―104
債務者　津村　俊明
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２０７号
静岡県富士宮市小泉491番地の８　小泉マンション204、前住所静岡県沼津市三枚橋日ノ出町351番地の１　コーポラス三枚橋Ｓ―２―104
債務者　津村よしの
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２３６号
静岡県富士宮市宮原337―４　介護老人保健施設みゆきの苑、住民票上の住所静岡県富士宮市淀平町773番地の３
債務者　江良木幸一
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第８９１１号
大阪府八尾市山本町南８丁目３番９―301号
債務者　蛭子　和彦
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９３９号
大阪府大東市諸福７丁目３番401号　グランドール福川
債務者　福岡宏三知
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０５４号
大阪府門真市大字三ツ島1890番地の125
債務者　田淵　貴文
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５９５号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―1215号
債務者　羽山　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６０５号
大阪府枚方市長尾家具町５丁目17番２―11号
債務者　木村　綾子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第３２７号
千葉県柏市布施961番地95、前住所千葉県八街市八街は104番地184
破産者　兒玉　隆晴
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４３２６号
東京都豊島区東池袋５丁目24―19
破産者　布施　光久
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９号
群馬県安中市原市1391番地
破産者　水上電氣有限会社
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成１８年（フ）第１１６５９号
千葉県山武市成東2677―24
破産者　金石　利夫
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０号
神奈川県横須賀市大滝町２丁目18番地
破産者　合資会社小林楽器
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部